

# 定期積金

預・6

平成28年2月25日現在

商品名 (愛称)	定期積金(つみキング)
ご利用いただける方	・個人、法人
期間	・1年、2年、3年、4年、5年
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・毎月一定の金額を一定日にお預け入れいただきます。 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約日の店頭表示の利率「年利回り」を満期まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・個人のお客様に支払われる給付補填金は、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（なお、マル優は利用できません）。 ・法人のお客様に支払われる給付補填金は、15.315%（所得税及び復興特別所得税）が源泉徴収され、総合課税となります。
手数料	—
付加できる特約事項	・普通預金及び当座預金からの自動振替による受入れができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×50%（ただし、解約日における普通預金利率を下限といたします）
金利情報の入手方法	・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会

	<p>において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。</li> </ul>

## 北 群 馬 信 用 金 庫